

外国人技能実習生制度の

概要と留意事項

# 外国人技能実習制度

## 制度の目的と理念

### 制度の目的

- 我が国で培われた**技能、技術又は知識**(技能等)の開発途上地域等への**移転**を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「**人づくり**」に寄与すること。  
⇒我が国の「**国際協力・国際貢献**」の重要な一翼を担っている。

### 基本理念

- 技能等の適正な修得、習熟又は熟達(修得等)のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。
- 労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。

## 制度の目的と理念

1982年

- 企業単独型開始（最長1年）
- 在留資格「4-1-602」（企業研修）

1990年

- 団体監理型開始（最長1年）
- 在留資格「研修」

1993年

- 技能実習制度の創設（最長2年）
- 在留資格「研修」 + 「特定活動」

1997年

- 技能実習期間を延長（最長3年）
- 研修（1年） + 特定活動（2年）

2010年

- 在留資格「技能実習」創設
- 技能実習1号（1年） + 技能実習2号（2年）

2017年

- 技能実習法施行（最長5年）
- 技能実習1号（1年） + 技能実習2号（2年） + 技能実習3号（2年）

## 技能実習生の要件

- ① 18歳以上であり、制度の趣旨を理解し、技能実習を行おうとする者であること。
- ② 本国に帰国後、本邦において修得した技能等を要する業務に従事する予定であること。 **( 復職要件 )**
- ③ 第3号の技能実習生の場合は、第2号修了後に1か月以上帰国していること。 **( 一旦帰国 )**
- ④ 技能実習生や家族等が、技能実習に関連して保証金の徴収や金銭その他の財産を管理されず、契約の不履行について違約金の定めをされていないこと。 **( 保証金・違約金契約禁止 )**  
※技能実習生自信が作成する書面によって明らかにさせる。
- ⑤ 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行っていないこと。 **( 再度の技能実習の原則禁止 )**

### 企業単独型のみ

- ① 外国にある事業所の常勤の職員であり、かつ当該事業所から転勤又は出向する者であること。  
**( 常勤職員の転勤又は出向 )**

### 団体監理型のみ

- ① 日本において従事しようとする業務と同種の業務に、外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること。 **( 前職要件 )**
- ② 国籍又は住所を有する国又は地域の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- ③ 技能実習の準備に関して取次ぎ送出機関又は外国の準備機関に支払う費用について、その額及び内訳を十分に理解してこれらの機関との間で合意していること。

## 入国後講習について

第1号の技術実習では、日本語・生活一般に関する知識等の科目について、座学により入国後講習を行うことが必要です。

### 【 入国後講習の実施 】

- (企業単独型) 実習実施者自ら又は適切な者に委託して実施  
(団体監理型) 監理団体自ら又は適切な者に委託して実施

### 【 講習科目 】

- ① 日本語
- ② 日本での生活一般に関する知識
- ③ 入管法、労働基準法等の法的保護に必要な情報
- ④ 日本での円滑な技能等の修得の資する知識



#### 企業単独型

- 1) ③の講師は、社内・社外の専門的知識を有する者
- 2) ③以外は、技能実習1号期間中に適宜実施することが可能

入国後に集中して講習を実施する期間は、講習手当の支給が可能だが、適宜講習を実施する場合は雇用関係の中で実施する。

#### 団体監理型

- 1) ③法的保護に関する講師は、専門的な知識を有する外部講師  
( 国・地方公共団体の職員、弁護士、社労士、行政書士 等 )
- 2) 入国直後にすべての講習を実施

### 【 講習実施時間 】

第1号技能実習の総時間の1/6以上座学により実施する。

※入国前講習を以下の内容で実施した場合は、1/12以上に短縮可能。

### ※入国前講習について

技能実習生の入国前6か月以内に1か月以上の期間を有し、かつ160時間以上の講習を座学で実施する。

#### 【 入国後講習の実施 】

- (1) (企業単独型) 実習実施者自ら又は適切な者に委託して実施  
(団体監理型) 監理団体自ら又は適切な者に委託して実施

又は

- (2) 外国の公的機関又は教育機関が実施

#### 【 講習科目 】

入国後講習の講習科目の①・②・④

## 実習実施者が整備しておくべき体制

### ① 実習実施責任

技能実習を行う事業所ごとに技能実習の実施に関する責任者を選任する必要がある。  
( 複数の事業所を一人の技能実習責任者が受け持つことは可 )

#### [ 1 ] 条件

- 実習実施者の常勤の役員又は職員で自己以外の技能実習指導員、生活指導員等を監督することが出来る立場にある者
- 過去に3年以内に養成講習を修了した者 ( 経過措置が2020年3月31日に終了するので、その期限までに講習を受講することが必要 )
- 欠格事由(※)に該当していない者

(※)禁固以上の刑に処せられその執行を終えて5年を経過しない者、過去5年以内に入管法令又は労働関係法令に関し不正をした者、未成年者等

#### [ 2 ] 業務

- 自己以外の技能実習指導員、生活指導員等を監視し技能実習の進捗状況を管理する。
- 次の事項を統括管理する。
  - a) **技能実習計画の作成**
  - b) 技能実習生の技能の評価
  - c) 主務大臣、機構等に対する届出、報告等
  - d) 帳簿の備付けと実施状況報告
  - e) 技能実習生受入れ準備
  - f) (団体監理型の場合)監理団体との連絡調整
  - g) 技能実習生の保護
  - h) 技能実習生の労働条件、安全衛生
  - i) 国、地方公共団体、機構等との連絡調整

### ② 技能実習指導

技能実習の指導を担当する者として、技能実習を行う事業所に所属する技能実習指導員を1名以上選任する必要がある。

- 技能実習を行う事業所に所属する常勤の役員又は職員
- 修得等をさせる技能等について5年以上の経験
- 欠格事由に該当していない者

### ③ 生活指導

生活の指導を担当する者として、技能実習を行う事業所に所属する生活指導員を1名以上選任する必要がある。

- 技能実習を行う事業所に所属する常勤の役員又は職員
- 欠格事由に該当していない者

## 監理団体・実習実施者が行うべき事項

### 1) 労災保険の届出措置

実習実施者、若しくは監理団体が 労働災害補償保険に係る保険関係の成立の届出等の措置を講じていること。

### 2) 日本人と同等額以上の報酬

報酬の額が日本人に従事する場合と同等以上であること (これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める)。

### 3) 適切な宿泊施設の確保 ⇒ 後述

実習実施者（団体監理型の場合は実習実施者又は監理団体）が技能実習生のための適切な宿泊施設を確保していること。

### 4) 技能実習生が定期負担する費用 ⇒ 後述

食費、居住費等名目のいかんを問わず実習生が定期に負担する費用について、実習生との間で適正な額で合意がなされていること。

(費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付)

### 5) 技能実習生との間で技能実習計画に反する内容の取り決めをしない。

### 6) 入国後講習に専念するため手当の支給等の措置を講じていること。（団体監理型では実習実施者か監理団体どちらか）

### 7) 制度の趣旨を理解して技能実習を行わせること。

### 8) 技能実習生への人権侵害行為（暴行・脅迫・自由の制限その他人権を侵害する行為）が行われていないことを定期的に確認すること。

### 9) 外国の準備機関（団体監理型の場合はそれに加えて監理団体、取次送出機関）との間で技能実習に関連して不履行の違約金を定める契約その他の不当に金銭及び財産の移転を予定する契約をしていないこと。（技能実習に関する違約金等の禁止）

#### 企業単独型のみ

- ① 入国後講習施設の確保
- ② 技能実習終了後の帰国費用を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講じる

#### 団体監理型のみ

- ① 技能実習生に監理費の負担をさせない
- ② 監理団体による実習監理を受けること

※「監理団体・実習実施者が行うべき事項」 ③適切な宿泊施設の確保 補足

## 適切な宿泊施設の確保について

● 実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。

また、適切な宿泊施設として、下記の事項が確認できることが必要です。

- ① 宿泊施設を確保する場所は、爆発物・可燃性ガス等の火災による危険の大きい物を取扱い・貯蔵する場所の付近、高熱・ガス・蒸気・粉じんの発散等衛生上有害な作業場の付近、騒音・振動の著しい場所、雪崩・土砂崩壊のおそれのある場所、湿潤な場所、出水時浸水のおそれのある場所、伝染病患者収容所建物及び病原体によって汚染のおそれの著しいものを取り扱う場所の付近を避ける措置を講じていること。
- ② 2階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上(収容人数15人未満は1箇所)設ける措置を講じていること。
- ③ 適当かつ十分な消火設備を設置する措置を講じていること。
- ④ 寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5㎡以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること。
- ⑤ 就眠時間を異にする2組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする措置を講じていること。
- ⑥ 食堂又は炊事場を設ける場合は、証明・換気を十分に行い、食器・炊事用器具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置を講じていること。
- ⑦ 他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること。
- ⑧ 宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属宿舍」に該当する場合は、同章で定められた寄宿舍規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること。



## 居住費など技能実習生が定期に負担する費用について

- 居住費、食費、水道・光熱費など技能実習生が定期に負担する費用については、技能実習生との間で合意がされている必要があります。旧制度において、技能実習生が不当に高額な費用を請求される事例もあったためです。

### ☆ 居住費

#### 【 自己所有物件の場合 】

実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して算出した合理的な額。

例) 費用 ÷ 耐用年数 ÷ 12(月) ÷ 技能実習生数

#### 【 借上物件の場合 】

借上げに要する費用(管理費・共益費を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。)を、入居する技能実習生の人数で除した額以内の額。

### ☆ 食費

#### 【 食材、宅配弁当等の現物支給の場合 】

購入に要した額以内の額。

#### 【 社員食堂での食事提供の場合 】

従業員一般に提供する場合に、技能実習生以外の従業員から徴収する額以内の額。

### ☆ 水道・光熱費

実際に要した費用を当該宿泊施設で技能実習生を同居している者(実習実施者やその家族を含む)の人数で除した額以内の額。

# 監理団体が行う監査と訪問指導

## ① 定期監査

実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか、法令に違反していないか等について、監理責任者の指揮の下に3か月に1回以上の頻度で監査を行う。

- 技能実習の実施状況について実地確認を行う
- 技能実習生責任者及び技能実習指導員から報告を受ける
- 技能実習生の1/4以上と面談(技能実習生が2~4人の場合は2人)  
→ 年4回の監査によってできる限り全ての技能実習生と面談
- 設備の確認及び帳簿書類他の閲覧
- 宿泊施設他の生活環境を確認

監査を行ったときは監査報告書を作成し、実習実施者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に提出する。

### 【留意事項】

- 監理団体が監査において確認する内容  
運用上問題が生じやすい部分を重点的に確認することが必要。

例えば・・

割増賃金の不払、労働時間の偽装、技能実習計画とは異なる作業への従事、実習実施者以外の事業者での作業従事、不法就労者の雇用。

## ② 臨時監査

実習認定の取消し事由のいずれかに該当する疑いがあると監理団体が認めた場合は、直ちに臨時の監査を行うことが必要。

例えば・・

- 実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないなどの情報を得たとき
- 実習実施者が不法就労者を雇用しているなど出入国関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たとき
- 実習実施者が技能実習生の労働災害を発生させたなど、労働関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たとき

## ③ 訪問指導

第1号技能実習生がいる実習実施者に対して、監理責任者の指揮の下に1か月につき少なくとも1回以上、監理団体の役職員が実習実施者に赴いて技能実習の実施状況を実地に確認するとともに、認定された技能実習計画に基づいて技能実習を適正に行わせるよう必要な指導を行う。

※技能実習計画作成指導者が行うことが望ましい

訪問指導を行った場合、指導の内容を記録した訪問指導記録書(参考様式4-10号)を作成し、事業所に備え付ける。

## 技能実習生の受入れ人数枠

実習実施者が受け入れる技能実習生については上限数が定められています。

団体監理型、企業単独型それぞれの人数枠は以下の表のとおりです。

### ① 団体監理型の人枠

第1号(1年間)		第2号(2年間)	優良基準適合者		
基本人数枠			第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
実習実施者の常勤職員総数	技能実習生の人数	基本人数枠 の 2倍	基本人数枠 の 2倍	基本人数枠 の 4倍	基本人数枠 の 6倍
301人以上	常勤職員総数の20分の1				
201人 ~ 300人	15人				
101人 ~ 200人	10人				
51人 ~ 100人	6人				
41人 ~ 50人	5人				
31人 ~ 40人	4人				
30人以下	3人				

### ② 企業単独型の人枠

第1号(1年間)	第2号(2年間)	優良基準適合者		
常勤職員総数の20分の1		第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制があると認める企業の場合は、「①」の表が適用され、団体監理型の人枠と同じになります。

■ 常勤職員数には、技能実習生(1号・2号及び3号)は含まれません。

■ 企業単独型、団体監理型ともに、以下の人数を超えることはできません。

**1号実習生**：常勤職員の総数    **2号実習生**：常勤職員数の総数の2倍    **3号実習生**：常勤職員数の総数の3倍

■ 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められる人数になります。

## 技能実習生への禁止行為に対する罰則

監理団体	実習実施者	罰則
<p>① <u>技能実習の強制の禁止</u>                      暴行・脅迫・監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはならない。                      (46条)</p>	<p>労働基準法に同様の規定あり                      (5条)</p>	<p>1年以上10年以下の懲役                      又は                      20万円以上300万円以下の罰金</p>
<p>② <u>技能実習不履行の違約金等契約の禁止</u>                      技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。                      (47条1項)</p>	<p>労働基準法に同様の規定あり                      (16条、18条1項)</p>	<p>6か月以下の懲役                      又は                      30万円以下の罰金</p>
<p>③ <u>技能実習生等の貯蓄・管理の契約の禁止</u>                      技能実習生等に技能実習に係る契約に付随して貯蓄の契約をさせ、又は技能実習生等との間で貯蓄を管理する契約をしてはならない。                      (47条2項)</p>		
<p>④ <u>申告を理由とした不利益な取扱いの禁止</u>                      法違反事実を主務大臣に申告したことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをしてはならない。                      (49条2項)</p>		<p>同 上</p>
<p>⑤ <u>旅費等保管の禁止</u>                      技能実習生の旅券又は在留カードを保管してはならない。                      (48条1項)</p>		<p>同 上                      (技能実習生の意思に反して保管した場合)</p>
<p>⑥ <u>外出等の不当な制限の禁止</u>                      技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限してはならない。                      (48条2項)</p>		<p>同 上                      (解雇その他の不履行を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合)</p>

# 技能実習生への禁止行為に対する罰則

端 緒

- 定期的な実地検査
- 技能実習生からの申告・相談  
機構に母国語相談窓口を設置、申告を理由とした不利益取扱いの禁止
- 労働基準監督署、地方出入国在留管理局等からの通報 など

実地検査

監理団体

実習実施者

監理許可の取消し

計画認定の取消し

重大な許可・認定基準違反、入管法令労働法令違反等があれば、取消し  
5年間監理許可・計画認定を受けることができず、受入中の実習生の継続ができない

業務停止命令

許可基準違反や法令違反に対し、期間を定めて業務停止を命令

改善命令

出入国・労働関係法令・技能実習法違反があれば、期限を定めて改善を命令

指導・助言

主務大臣は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要な指導及び助言をすることができる

事業者名等を公表